

混合廃棄物における留意事項

処分規制の厳格化により、下記の留意事項をご協力の上、引き続き廃棄物の排出をお願いいたします。

◆下記の品目は混合廃棄物として処理ができません

液体物（薬品、燃料、塗料等）、石綿含有物、電池、燃えがら、消火器、太陽光パネル
蛍光灯、水銀灯、PCB含有物、リサイクル家電（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン）等
※万が一、混入されていた際は、お戻しをさせていただきます。

◆石綿含有物およびPCB含有物について

石綿やPCBの含有が疑いのある廃棄物についても、処理ができません。
不使用証明書（事前調査書等）を添付された廃棄物については、処理をさせていただくことが
可能となります。

◆重量廃棄物について

比重のある廃棄物は分散運搬のご協力をお願いいたします。

過積載の疑いがある場合は、運搬ができませんのでご協力をお願いいたします。

例) 比重のあるコンクリートガラは1 m³（約1,500kg）までを上限としてください。

◆下記の廃棄物は袋に入れた上で、コンテナへ積込をお願いします

細かいガラ（がれき類）、ヘーベル、ガラス、タイル、石膏ボード、陶器、レンガ、瓦、
グラスウール等。

袋はフレコンまたは土嚢袋（ガラ袋）をご使用ください。

従業員様、下請け業者様等へのご周知もお願いいたします